

# 平成29年度上期 事業実施状況報告



# 1. 「健康経営」推進への取り組み

- (1) ひろしま企業健康宣言の参加事業所拡大
- (2) 健康経営セミナーの開催
- (3) 経済4団体との協定締結
- (4) ひろしま中小企業合同運動会の開催

# (1) ひろしま企業健康宣言の参加事業所拡大

## 概要

平成28年度より、協会けんぽ広島支部適用事業所に「健康宣言(6項目)」を表明していただき、事業所全体としての健康づくりの取り組みを促し、従業員の健康度向上を目指すことで、企業経営にも資するものとして推進してきた。

当支部職員が逐次事業所を訪問し、平成26年度から配布を開始した「ヘルスケア通信簿」を用いて訪問先事業所従業員全体の健康状態を説明しつつ、健康宣言への参加を奨めている。

今まで実施してきた「ヘルスケア通信簿」による健康経営啓発事業は、適用事業所へのアプローチで健康寿命を延伸するという目的に向けて、平成26年度に開始され、当初注目率40%台であったものが、平成28年度においては70%台へと高まりその効果が期待できるものである。両事業を併せて推進していくことで、より効果的な健康経営啓発を進めることができると期待している。

## ひろしま企業健康宣言進捗状況

### ● 健康宣言をした事業所数

平成28年度末 325社 → 平成29年9月末時点 491社  
(平成29年度目標 累計800社)

### ひろしま企業健康宣言って、どんなことをするのか？

貴社と協会けんぽ広島支部が協力し、従業員の皆様の健康増進を支援します。

#### ステップ1 | エントリーシートの提出

裏面エントリーシートの①～⑥の宣言内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、当支部へFAXしてください。(具体的な取り組みは、エントリー後にチェックシートをお送りしますので、ご参考ください。)

#### ステップ2 | 健康づくりへの取り組み

宣言内容をもとに、貴社で実施できる取り組み内容を計画し、実施しましょう。分からないことがあれば当支部が相談に応じます。

#### ステップ3 | 取り組み内容の振り返り・報告

エントリーシートを提出後、翌年3月頃に報告用チェックシートをお送りしますので、3月末までの取り組み内容を記入し、当支部に提出してください。  
例) 平成28年7月～12月にエントリー → 平成29年3月までの取組報告  
平成29年1月～12月にエントリー → 平成30年3月までの取組報告

# (2) 健康経営セミナーの開催

## 概要

平成29年7月19日に、健康経営普及推進のため専門家を招聘し、企業のコストを抑制しつつ健康経営を推進するための手法の紹介と、各事業所において課題である「ストレスチェック」についての講演を開催した。

併せて、前述の「ひろしま企業健康宣言」での取り組みが顕著な企業を表彰した。

- セミナー参加者募集人数200名に対し、218名の参加があった。
- 表彰対象事業所は6社。

## (3) 4団体との協定締結

### 概要

「健康経営の普及促進に向けた相互連携に関する協定」を、①広島県商工会議所連合会、②広島県商工会連合会、③広島県中小企業団体中央会、④健康保険組合連合会広島連合会と締結。本協定を足掛かりに、さらなる健康経営普及を目指す。

### 協定の内容

- ①企業・事業者への健康経営の普及促進に関すること
- ②企業・事業者の「ひろしま健康宣言」による健康経営の普及促進に関すること
- ③経済産業省と厚生労働省が推進する「健康経営優良法人認定制度」との連携に関すること
- ④健診及び保健指導
- ⑤がん検診の受診促進に関すること
- ⑥生活習慣病等の予防と健康づくりに関すること
- ⑦メンタルヘルスケアに関すること
- ⑧その他、健康づくりの事業推進に関すること

## (4) ひろしま中小企業合同運動会の開催

### 概要

1社では開催が困難な中小企業規模での運動会を、複数社取りまとめることで合同運動会として開催した。(9月3日)

競技参加企業は23社226名であり、運動習慣の動機づけ、職場内コミュニケーション促進、他企業との交流など、健康づくりだけでなく様々な効果をも見込んで参加事業所を募った。

運動習慣を身に着けることで、健康寿命の延伸に資するものとして期待できる。

### アンケート回答(感想)

- ・社員同士の交流が図れた。
- ・運動不足の解消
- ・気分転換になった。
- ・体も心もリフレッシュ出来た。
- ・会社の同僚と一緒に汗を流せた。
- ・他社の方と運動を通じて会話出来た。
- ・体力不足を感じれた。
- ・集団競技を多めにしたい。
- ・スムーズな進行でした。
- ・時間も丁度良く楽しかった。



## 2. 平成29年度パイロット事業

- (1) 柔整版医療費通知等を活用した受診傾向別の適正化
- (2) 多剤処方者への服薬情報通知事業
- (3) 調剤薬局による糖尿病重症化予防事業



# 2. 多剤処方者への服薬情報通知事業

## (1) 目的

- 多剤服薬のリスク(健康被害・医療費増)の啓発
- お薬手帳の一本化・かかりつけ薬局の登録促進
- 薬局での残薬確認を徹底し残薬解消
- 服薬を一元管理し、受診時、調剤時に主治医と薬局の薬剤師が連携して残薬や多剤・重複投薬を減らす

## (2) 対象者

平成28年9月から平成28年12月分の4か月分のレセプトデータから2医療機関以上に受診しており、平成28年12月中に院内処方および院外処方を含め6種類以上服用しうる対象者を抽出(当月に合計14日以上の内服)

## (3) 実施状況

○対象者19,166名へ多剤通知発送

○薬局あてアンケート発送(10/6時点、県内1,600薬局中745件提出あり・回答率46.6%)

主な意見・「何件か、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の登録へ繋がりました。今後も、継続して行って頂ければと思います。」

・「お薬手帳を常に持参されない患者は、併用薬が把握できない場合が多く、今回のお薬情報の通知は、ポリファーマシー改善に役立つと思います。」

・「医師の意図で重複併用されている場合もあるので、患者様の不安をあおる結果にならない様配慮頂きたいです。」

0000000001

〒000-0000  
広島市〇〇区〇〇町 0-0-0

協会 太郎 様

イメージ

今後この通知書希望されない方は、お手数ですが協会へ広島支部までご連絡ください。

全国健康保険協会 広島支部  
〒732-8512  
広島市東区光町1-10-19 日本生命広島ビル2F  
TEL 082-568-1014

このお知らせを、いま通っている薬局または医療機関へお持ちください

このお知らせは、平成28年 月時点のお薬の情報を記載しています。複数の医療機関を受診されている場合、同じ成分のお薬が重ねて処方されたり、お薬同士の飲み合わせが悪く、重い副作用が出たりする等、健康に問題が起る場合があります。それらを防ぐためには、かかりつけの薬局・医療機関にすべての服薬状況をお知らせし、適正な処方を行うことが大切です。

あなたの健康を守るため、まずはいま通っている薬局または医療機関へ、このお知らせをお持ちください。

かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)はお持ちですか?

かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)を持つことで、お薬の適切な管理ができます。

- かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)とは?
  - あなたの医薬品、薬物治療、健康に関する相談に、薬剤師がいつでも対応します。
  - 状況に応じて薬剤師が、医師への相談や患者宅への訪問相談を行います。
- かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)はどうやって決めるの?

- いま通っている薬局へ、このお知らせを持っていきしょう
- 服薬の状況を相談しよう
- かかりつけ薬局にしたいと決まったら、その旨を申し出て問診票に署名しよう
- かかりつけ薬剤師が、すべての服薬状況を管理してくれます

●薬の飲み合わせが悪いとどうなるの?  
例えば… 糖尿病薬 + 解熱鎮痛薬 → 低血糖  
抗生物質 + コレステロールの薬 → 絞筋の融解  
特に高齢者は、6種類以上のお薬を服用すると副作用のリスクが高まると言われています。

⇒このような健康被害を避けるために、かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)を持ちましょう!

## お薬情報のお知らせ

記号・番号 協会 太郎  
種別 本人

【使い方】  
本明細は、複数の医療機関よりお薬を処方された方へお送りしています。服用されている全体的なお薬をかかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)で適切に管理していただくことをお勧めいたします。すでに、かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)をお持ちの場合は、本明細をかかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)へお渡しください。

	医療機関名	薬局名	薬剤種別数	長期処方数
A	医療法人社団 ◎◎医院	●●薬局▲店	5	5
B	△△整形外科	▼▼調剤薬局	4	3
C	〇〇医院		2	0
D	〇〇医院	<院内投与>	2	0
	合計		13	8

上記の医療機関で処方されたお薬は、下記のとおりです。

	薬品名	数量	回数	調剤日	剤型	重複
Aの薬	アジルバ錠20mg	1錠	63	11/17	内服	
	アムロジピンOD錠5mg「トーワ」	1錠	63	11/17	内服	
	プラバスタチンNa錠10mg「サワイ」	0.5錠	63	11/17	内服	
	ラベプラゾールNa錠10mg「トーワ」	1錠	63	11/17	内服	
Bの薬	マグミット錠250mg	4錠	63	11/17	内服	
	ナボールSRカプセル37.5 37.5mg	2カプセル	28	12/20	内服	
	テルネリン錠1mg	1錠	28	12/20	内服	
Cの薬	セレガスロン錠2 2mg	2錠	28	12/20	内服	
	ロキソニンテープ100mg 10cm×14cm	70枚	1	12/8	外用	○
Dの薬	ロキソニンテープ100mg 10cm×14cm	42枚	1	12/25	外用	○
	ノイロロビン注射液3.6単位 3mL	1管	1	12/25	注射	
	ソルマルト輸液 200mL	1袋	1	12/25	注射	

※1 この明細は、平成28年9月～12月分として受付けた医療機関・薬局の請求データから集計しているため、現在服用しているお薬と異なる場合があります。

※2 薬剤数が多い場合は、本明細にすべての医療機関・薬局、お薬が記載されていない場合があります。

※3 「重複」欄に「○」がある場合、同一成分のお薬が処方されていることを示します。

※4 薬局名の欄に「院内投与」がある場合、医療機関にて注射の投与があったことを示します。 0000000001

### 3. 調剤薬局による糖尿病重症化予防事業

#### 前年度までの状況

- 協会けんぽ広島支部では、加入者のQOL維持・向上と医療費適正化を目的に糖尿病重症化予防プログラムを平成23年度から全国に先駆けて実施している。
- 一方、本年3月24日、厚労省、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議の三者で「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結。重症化予防事業の横展開に向け動き出した。
- そこで、本事業を先行実施している広島支部では、これまでの取り組みから見えてきた課題等を踏まえて、次なる糖尿病重症化予防対策に取り組む。

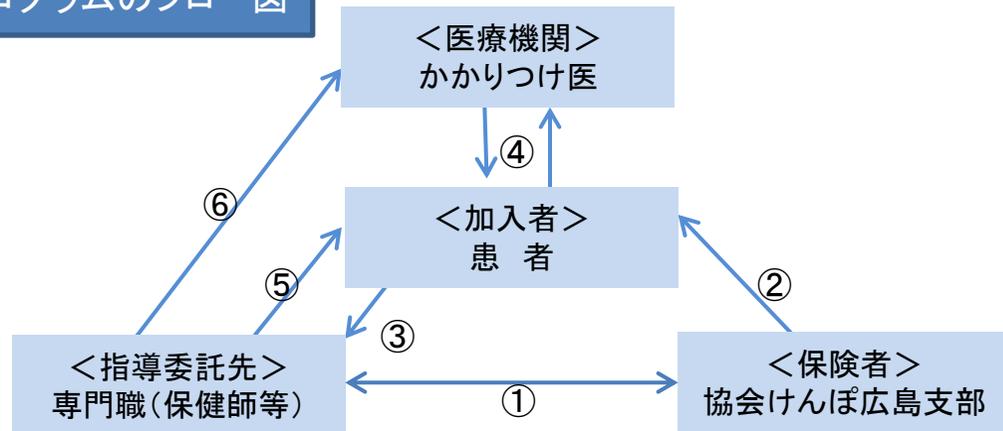
#### 課題

- 協会けんぽにおける現行モデルの課題は、参加率の低さがあげられる。（平成23年度～平成27年度の平均参加率 8.7%）
- 参加しない理由として、「仕事が忙しく時間がない」「治療中だから必要ない（医師の同意が得られない）」「案内文を見ていない」などとなっている。
- また、指導回数の多さや指導時間の長さも、わざわざ時間を割いてまで参加しようという意欲を低下させる阻害要因となっている。（国保と被用者保険では状況が異なる）
- その他課題としては、対象者1人あたり費用が高額であること、高い専門スキルを必要とする現行モデルの横展開により予想される更なるマンパワー不足があげられる。

#### 現況

- 対象者10名以上の薬局へ参加勧奨電話を実施。  
※県内薬局：1,600（会員薬局1,400） 参加薬局：402（25%）  
対象者：2,186名 参加薬局の対象者：529名（24%）

#### 現行プログラムのフロー図



#### <事業の流れ>

- ①事業委託契約
- ②事業案内(文書・電話)
- ③参加申し込み
- ④生活指導内容の確認書記入  
(患者からの依頼に基づき記入)
- ⑤保健指導(面談・電話)
- ⑥指導計画・結果報告

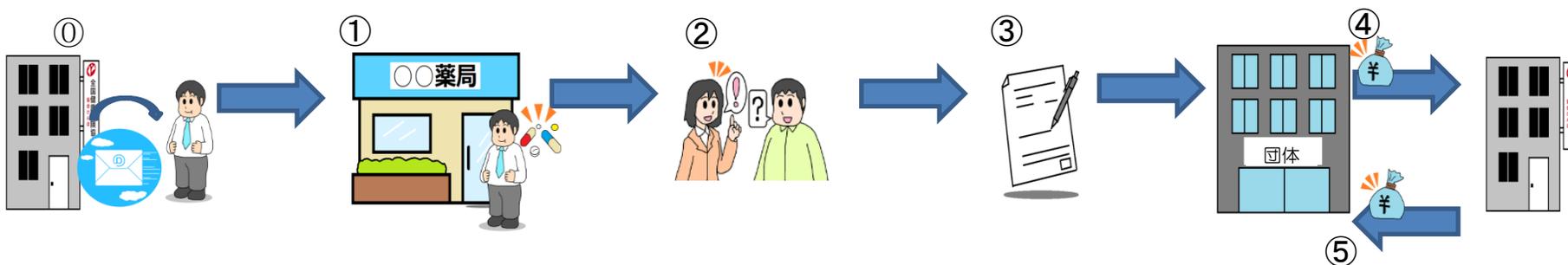
# 調剤薬局による糖尿病重症化予防事業

## 【概要】

- ・ 糖尿病重症化予防の一環として、薬局を活用したスキームを確立させる
- ・ 協会けんぽから、薬局への業務委託により実施

一定の対象者に以下を実施

- ・ 薬剤師から、通常の服薬指導や残薬の確認その他服薬に関する必要な指導を実施
- ・ 支部作成のテキスト配布と糖尿病啓発および糖尿病連携手帳等により、検査値データを取得
- ・ 6か月後の検査値から、本事業の有効性を検証



- ① 協会けんぽから対象者宛に事前案内
- ① 対象者が来局し、本人が同意した場合、事業スタート
- ② 薬剤師から対象者へ、指導および検査数値をヒアリング。
- ③ 検査数値や服薬状況を委託者（協会けんぽ）へ報告・費用請求
- ④ とりまとめ団体より、協会けんぽへデータ提出及び費用請求
- ⑤ 費用支払い（以降、とりまとめ団体→各薬局への振り分け）

### 3. 支部内プロジェクトについて

保険料率適正化プロジェクトの運営

# 保険料率適正化プロジェクトについて

## 目的

医療費適正化による保険料率軽減

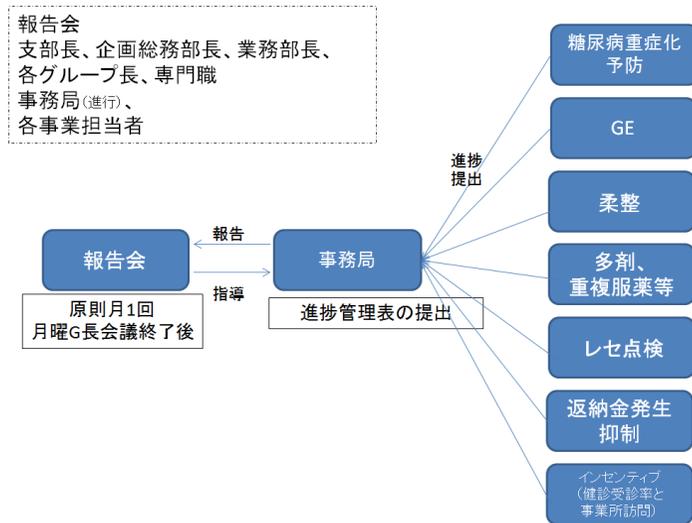
## プロジェクト内容

- 糖尿病重症化予防    ○ジェネリック医薬品使用促進    ○柔整療養費、鍼灸適正化    ○薬剤の適正使用(多重受診・多重服薬)
- レセプト内容点検    ○返納金等発生抑制    ○インセンティブ制度対策(健診受診率・事業所訪問等)

## 取組内容

各担当グループごとの事業内容について医療費削減目標を掲げ各事業ごとのスケジュール進捗の徹底を図る。

### 保険料率適正化プロジェクト報告体制



《28年度》 広島支部

保険料率適正化PT 事業別管理表

事業	活動内容	期末達成レベル/医療費適正化額	10月	11月						
B糖尿病重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析移行者の減少(年間300名のプログラム参加者確保)</li> <li>1. 対象者へ参加勧奨</li> <li>2. 協力医療機関へ参加勧奨依頼</li> <li>3. 事業所へ参加勧奨依頼</li> <li>4. 事業効果測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病重症化予防プログラム参加者300名</li> <li>・透析移行者の減少(前年比38名減少)</li> <li>・推計医療費17,100万円適正化</li> </ul>	予定 ①外部委託分 ・電話勧奨実施 ②協会モデル分 ③薬局モデル分 ・事業スキーム作成	実績 ①90%完了 対象者のいる事業所を最優先に訪問設定 ②テキスト打ち合わせ(広大) ③スキーム像の見直し(若手→薬局が多数参加できる形)	フォロアップ ①参加申込64人 事業所訪問: 6社(20人分)	①外部委託分 下旬:再勧奨。事業所訪問分の電話勧奨 ②協会モデル分 ・テキスト構成の確定 ・案内スケジュール確定 ③薬局モデル分 ・鈴木ロとの再調整	①11/21、25再勧奨実施 3日後(1/2)にて閉封促進 ②テキスト構成確定 ③鈴木ロへ、差別師会による公募方式につき説明。	①参加申込64人 事業所訪問: 36社(65人分) うち、12社は事業説明のみ	①21% ②12%	21%

支部の医療費適正化に関連する事業を短期的・長期的な面から捉えプロジェクト運営している。

## 4. サービス向上および 適正な業務推進に向けて

- (1) サービス向上および効率化の取り組み
- (2) 適正な給付業務の推進

# (1) サービス向上および効率化の取り組み

## 1、郵送の促進と窓口の効率化

郵送率(平成29年度 4月～8月平均) : 86.4% (目標:90%)

	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月
窓口受付件数	2,306	1,818	1,686	1,711	1,824
郵送率	83.7%	86.6%	87.8%	87.5%	86.4%

※下記年金事務所の協会窓口開設を終了した  
【広島南年金事務所】平成29年5月末終了  
【呉年金事務所】 同上 (終了以降、テレビ電話により常時対応を開始)

## 2、サービススタンダード達成率 (平成29年4月～7月)

10日以内 達成率100% (平均処理日数 7.86日)

※申請書(傷病手当金や出産手当金など)の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めており、サービススタンダード100%の達成を目指す。

## 3、限度額認定証の利用促進

- より一層、限度額適用認定証の利用を促すことで、加入者の医療機関窓口負担を軽減し、かつ高額療養費申請件数の減少を図る。これにより業務の効率化が期待できる。

限度額適用認定証 交付件数 : 12,694件 (平成29年4月～8月までの集計)

## (2) 適正な給付業務の推進

### 1、保険給付適正化プロジェクトの開催状況(平成29年4月～9月)

疑義のある給付金の申請書について、支部プロジェクトチームで調査等の方針を検討(毎月開催)

・不正請求の疑いのある申請に対しては、支部保険給付適正化プロジェクトチーム等における議論を経て、事業主への立入検査を実施。

傷病手当金・出産手当金

・事業所立入検査 5件

### 2、柔道整復師の施術にかかる給付適正化の取り組み

#### 1. 接骨院等の施術所への協力依頼文書の送付

事業概要:健康保険の適用有無及び違法広告に関する協力依頼文書を6月に県内の718施術所に対して送付

事業目的:健康保険適用に関する受診者への正しい知識の普及及び適正な保険請求の協力依頼のため、協力依頼文書を送付し、適正受診、適正な保険請求の推進を図ることで、医療費適正化を図る。

※違法広告の内容については、県、厚生局、保健所及び柔整審査会に確認のうえ作成。

#### 2. 柔整審査会の権限強化に伴う効率的・効果的な審査・調査の検討、実施

29年度中に柔道審査会の権限強化が実施されること※を踏まえ、審査会運営の審査方法効率化を実施。

・重点項目審査の導入(特に重点的に審査する項目を毎月設定し、審査委員の審査基準の平準化を図る。)

#### 3. 接骨院等の受診者への施術状況照会文書の送付

3部位負傷、1月当たり15日以上受診している者を中心に、柔整審査会で不正疑義のあった施術所の受診者に対して施術状況照会文書を送付。回答内容の負傷原因や負傷部位等を確認し、施術所からの申請内容との整合性を確認。

29年度照会実績(29/4～8) 3,162件

28年度照会実績(28/4～8) 1,391件

#### 平成29年度第1四半期の支給決定状況(対前年同月比)

広島支部(())内は全国平均)

支給件数 ▲3.5%(1.0%) 支給額▲5.7%(0.7%)、1件当たり支給額▲2.3%(▲1.7%)

### 3、被扶養者資格の再確認

#### 目的

保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。

#### 平成29年5月～8月にかけて実施

対象事業所:31, 538社、そのうち提出済み26, 242社 → 提出率 83. 21%(平成29年9月8日現在)

未提出事業所のうち、被保険者10人以上の事業所、1, 294社へ文書による催促を実施した。

(参考) 平成28年度実績 30, 838社、そのうち提出済み25, 465社 → 提出率 82. 58%(平成28年9月16日現在)

広島支部での被扶養者削除数……1, 849人(平成29年9月21日現在)

→ 高齢者医療制度拠出金の負担軽減額(見込み)……約3, 780万円(平成28年度実績を基に機械的に計算)

※ 平成29年度から後期高齢者支援金の算出方法が全面総報酬割に移行されるため、高齢者医療拠出金にかかる効果額は減少する。

上記は、減少後の金額での試算。

### 4、レセプト点検の取り組み

#### 1. 内容点検 査定効果額

	4月	5月	6月	7月	8月	(単位:万円)
平成26年度	847	1,056	972	1,242	1,116	
平成27年度	1,147	1,375	777	826	1,085	
平成28年度	1,086	944	1,031	1,136	970	
平成29年度	1,087	1,091	856	1,045	1,215	

#### 2. 資格点検、外傷点検

##### 【資格点検】

債権の確実な回収のため保険者間調整を推進。(催告時にチラシを封入)

平成29年8月末現在 43件 9, 604, 430円

##### 【外傷点検】

点検により第三者行為として調定した件数・金額

149件 49, 011, 091円(第1四半期)

## 5、債権回収の取り組み

(単位:円)

### 平成29年度 債権発生・回収状況 (4~8月)金額ベース

	期首残高	新規発生	取消・消滅 (現年度)	回収(現年度)	残(現年度)	回収率 (現年度)	回収率 (前年8月)
返納金	127,357,223	57,682,673	2,661,223	31,630,726	23,390,724	57.49%	42.8%
損害賠償金	12,455,322	68,412,120	136,541	64,349,596	3,925,983	94.25%	94.7%
診療報酬返還金	8,442	1,401	0	1,401	0	100%	
その他	26,054,979	1,412	0	1,412	0	100%	
合計	165,875,966	126,097,606	2,797,764	95,983,135	27,316,707	77.85%	

### ◎債権発生理由の主な理由は資格喪失後に医療機関を受診したもの

#### ●返納金の保険者間振替

返納金の保険者間振替の協定を県内全23市町と締結。平成27年1月より全国の保険者間で振替可能。

- ・国保→協会けんぽへの支払(平成29年4~8月計): 43件 9,604,430円(前年同期: 91件 17,523,824円)
- ・協会けんぽ→国保への支払(平成29年4~8月計): 308件 10,169,647円(前年同期: 247件 11,006,435円)

#### ●早期回収に向けた取組み

- ・弁護士名による催告状の送付(平成29年4月~8月)  
催告件数 445件(前年同期:563件)催告金額 13,630,652円(前年同期: 31,090,648円)
- ・法的対応の実施  
債権額1万円以上の納付拒否者が対象

(単位:万円)

	支払督促	通常訴訟※	和解(完納)	強制執行(差押による収納)
平成27年4~9月	451	102	52	32
平成28年4~9月	321	24	0(分納3)	12
平成29年4~9月	303	8	1	3

※ 支払督促において債務者から異議が申し立てられ訴訟に移行

## 5. 保健事業進捗状況

- (1) 健診受診者数 平成29年度上期
- (2) 健診受診者増加に向けての主な取組み
- (3) 保健指導実施数 平成29年度上期
- (4) 保健指導実施数増加に向けての主な取組み

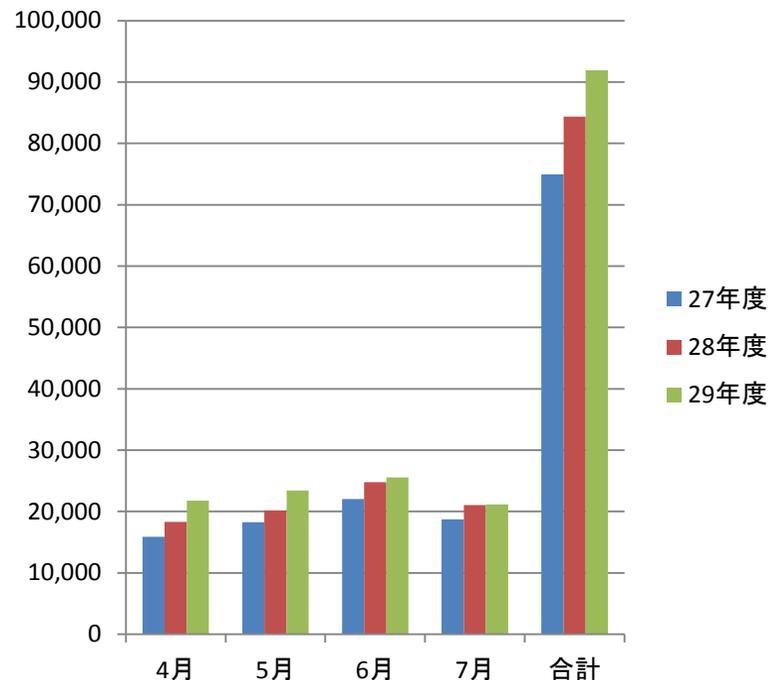
# 1. 健診受診者数(29年度上期)

(単位:人)

健診			4月	5月	6月	7月	各年度 7月末 受診率	年度末 受診率
平成 27 年度	本人	生活習慣病予防健診 (40歳以上)	13,423	17,000	19,886	17,321	19.20%	49.63%
		事業者健診	1,376	324	1,259	0	0.84%	6.71%
	家族		1,086	944	914	1,390	3.8%	19.6%
平成 28 年度	本人	生活習慣病予防健診 (40歳以上)	13,691	18,219	21,350	17,655	19.29%	50.62%
		事業者健診	2,178	744	2,337	1,953	1.96%	8.99%
	家族		2,439	1,214	1,101	1,454	5.2%	19.8%
平成 29 年度	本人	生活習慣病予防健診 (40歳以上)	14,766	20,257	22,820	17,514 ※	19.38%	
		事業者健診	4,348	2,206	1,690	2,134	2.67%	
	家族		2,651	986	1,028	1,507	5.2%	

※平成29年度7月分の生活習慣病予防健診の数値については、暫定値となります。

(単位:人)



受診者数合計

## 2. 主な取組み

### 本人

- ・広島県・広島労働局と連携し、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための連名パンフレットを作成し、健診機関や事業所訪問の際に活用。
- ・健診実施機関と連携し、事業者健診結果データの提供勧奨を実施。
- ・今年度、新規に適用された事業所に対して、健診の受診案内のため、申込書やパンフレット等を送付。その後、新規適用された事業所および受診率70%未満の事業所に対し外部委託による受診勧奨電話業務を実施。

### 家族

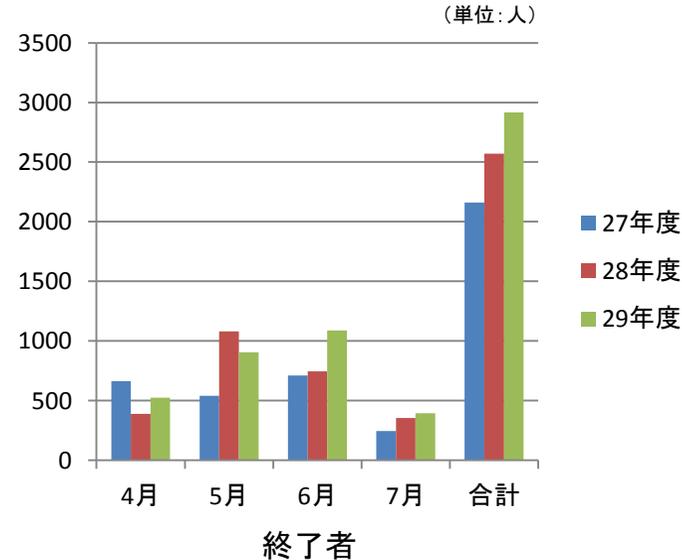
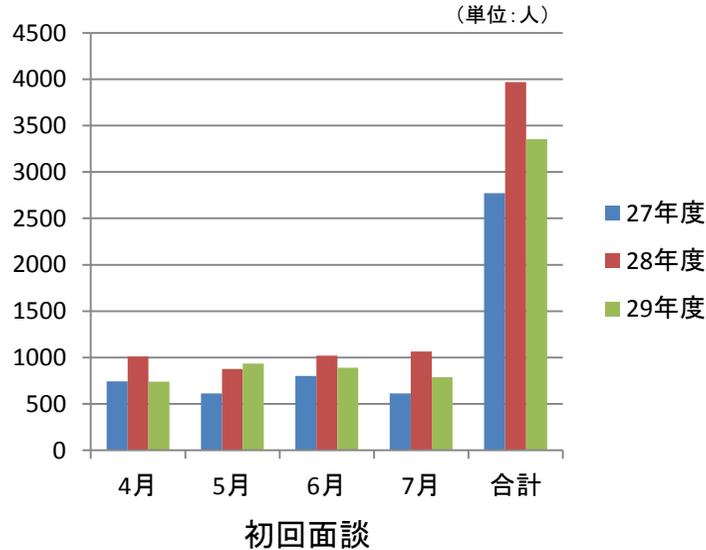
- ・健診未受診者に、無料健診等の日程等を記載したダイレクトメールを送付。
- ・協会主催の集団健診で特定健診と併せて動脈硬化検査を実施。また、47ヶ所の健診機関と無料で特定健診を実施するよう契約を締結し、うち、27ヶ所で自己負担のない無料オプション検査(骨密度測定または動脈検査)を実施できるように追加契約を締結。
- ・年度途中に加入した被扶養者に対して、特定健診受診券を送付。また、市町主催の集団健診でも利用できることを広報。

### 3. 保健指導実施数、実施率(29年度上期)

(単位:人)

保健指導		4月		5月		6月		7月		
平成27年度	本人	初回面談	744	(1.5%)	614	(2.8%)	800	(4.4%)	615	(5.7%)
		終了者	664	(1.5%)	542	(3.1%)	710	(4.9%)	246	(5.6%)
平成28年度	本人	初回面談	1,009	(2.0%)	876	(3.7%)	1,020	(5.7%)	1,065	(7.7%)
		終了者	390	(0.8%)	1,081	(2.9%)	745	(4.3%)	355	(5.0%)
平成29年度	本人	初回面談	741	(1.3%)	934	(2.9%)	891	(4.4%)	788	(5.7%)
		終了者	526	(0.9%)	905	(2.4%)	1,089	(4.3%)	395	(5.0%)

※平成29年度7月分の数値については、暫定値となります。



## 4. 主な取組み

### 本人

- ・継続支援の外部委託を推進し、広島支部保健指導者による初回面談に注力。
- ・特定保健指導対象者が、効果を実感・モチベーション維持ができるよう、希望者に血液検査を実施。
- ・集団指導の外部委託を実施し、事業所における健康教育の実施数増加を図る。
- ・健診時に血圧・血糖の高値者で、未治療の方に対し受診勧奨支援(電話、手紙)を実施。

### 家族

- ・利用券発送時に、対象者宅の近隣の保健指導実施会場等の案内を同封。
- ・特定保健指導未実施者に対し、ダイレクトメールを送付。